

いしかわ子ども総合条例（抜粋）

（携帯電話の利用制限等）

- 第33条の2 県は、青少年による携帯電話端末又はPHS端末（以下この条において「携帯電話端末等」という。）の適切な利用に関する県民の理解を深めるため、啓発その他の施策の推進に努めるものとする。
- 2 保護者は、携帯電話端末等の利用制限に当たり、青少年の年齢、発達段階等を考慮の上、青少年の健全育成に資するよう適切な対応に努めるものとする。
 - 3 保護者は、特に小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）に在学する者には、防災、防犯その他特別な目的のためにする場合を除き、携帯電話端末等を持たせないよう努めるものとする。
 - 4 保護者、地域団体、学校関係者その他の青少年の健全育成に携わる者は、相互に連携して、携帯電話端末等の適切な利用に関する取組の促進に努めるものとする。

（携帯電話のフィルタリングサービスの利用等）

- 第34条の2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下この条において「環境整備法」という。）第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者（以下この条において「携帯電話インターネット事業者」という。）は、環境整備法第十七条第一項ただし書の規定による保護者の申出により、環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務であってフィルタリングサービスを利用しないもの（第三項において「非フィルタリング役務」という。）を提供するときは、青少年又はその保護者に対し、フィルタリングサービスの目的及び内容について、書面により説明しなければならない。
- 2 保護者は、環境整備法第十七条第一項ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、青少年の業務又は日常生活においてフィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由を記載した書面を携帯電話インターネット事業者に提出しなければならない。
 - 3 携帯電話インターネット事業者は、前項の書面を提出させた場合に限り、非フィルタリング役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット事業者は、規則で定める方法により当該書面を保存しなければならない。
 - 4 知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、携帯電話インターネット事業者及び保護者に対し、これらの規定による措置の実施状況その他必要な事項について、報告をさせることができる。
 - 5 知事は、携帯電話インターネット事業者が、第1項若しくは第3項の規定に違反していると認めるとき、又は正当な理由なく前項の報告をしないときは、当該携帯電話インターネット事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。
 - 6 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。ただし、同項に規定する携帯電話インターネット事業者の違反が特に悪質と認められる場合として規則で定める場合においては、同項の規定による勧告を経ずに公表することができる。
 - 7 知事は、第5項の規定による勧告をしようとするとき、又は前項ただし書の規定による公表をしようとするときは、第58条第1項に規定する石川県子ども政策審議会の意見を聴く前に、あらかじめ、第5項又は前項の携帯電話インターネット事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。